

るところ、之を知りたる請負人は翌十一日朝右人夫側の中
心人物一名に解雇を申渡したので俄かに問題激化するに
至つたのである。即ち同日正午休憩時間に當日出勤の林組
人夫全員は構内人夫請所に集合次の決議をなして之を請負
人に手交したるところ、直ちに一蹴されたので人夫一同大
いに憤慨し同日午後二時より目的貫徹の爲罷業を執行した
のである。

決 議

- 1、現在の労働條件を昭和八年八月二十六日以前に復帰する
こと
- 2、同志吉武文雄の不當解雇には絶対反対
- 3、本日より問題解決迄の日給は雇主より支給されたし
- 4、本問題に關し犠牲者を絶対に出さざること

右決議す

昭和九年六月十一日

更正 日本労働會 長
外 東 海 組 一 同

十二、要求事項並に經過

工場側に於ては人夫罷業の爲製品山積し支障を生ずるに因
り請負人に對して速かに解決せしむべく要求するところが
あつたので、同人の態度軟化し吉武の復職を容るゝと共に
待遇改善に就て警慮することゝなつたので、人夫一同は午
後十一時より就業當日の仕事を完成せしめ、終了後協職の
上次の要求事項を決定して、翌十二日朝林請負人と會見之
を提出した。

要 求 事 項